

## いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる 重大事態の調査結果について（f 小学校）【公表版】

### 1 事案の概要

本件は、当時小学校 3 年生の女子児童（以下「当該児童」という。）が、4 月頃から、同級生の児童 4 名からたたかれたり、暴言を吐かれたり、髪の毛を切るよう強要される等のいじめを受けて不登校になったとの申立てに基づき調査を行ったものである。

学校は、当時、当該児童やその保護者から、女子児童との人間関係がうまくいっていない旨の相談を受け、児童同士での話し合いをするなど対応したが、解決に至らなかった。また、同時期に発覚した男子児童らのいじめに対しても、学校は、関係する児童への事実確認を行い、学校教育事務所も関わりながら対応を行っていたが、解決には至らなかった。

当該児童が休みがちとなってからは、学校は、登校支援を行ってきたが、当該児童は、その後転校するに至った。

※事案発生年度は、当該児童保護者の意向により、掲載しないこととします。

### 2 調査組織

横浜市いじめ問題専門委員会（以下「本委員会」という。）

### 3 答申（調査結果）

#### (1) いじめの事実について

##### ア 人間関係のトラブル

4 月頃から、当該児童と A（女子児童）が E（女子児童）を取り合うようになり、女子児童 3 名の人間関係がうまくいかなくなった。当該児童は、E と話しているときに A が会話に入ってくることを嫌だと感じており、A も同様に、E と話しているときに当該児童が会話に入ってくることを嫌だと感じていた。

しかし、A が当該児童を排除しようとして、何らかの具体的な行為を行ったことは確認できなかったため、当該児童が A と E との人間関係がうまくいかずに悩んでいたことは認められるものの、法律上の「いじめ」の認定には至らなかった。

##### イ サッカーボールの件

当該児童側は、B（男子児童）が、5 月、放課後、小学校の校庭において、故意に至近距離からサッカーボールを蹴り、当該児童の右足に強く当て、さらに、

左足を強く蹴り、血が出たこと、ボールを当てられたことによるあざは、数か月間残ったことを主張している。

しかし、本委員会の聴き取りや学校側資料等によると、当該児童側から同主張がされたのは7月中旬以降であると考えられ、日頃から頻繁に学校と連絡を取り合っていた当該児童の保護者が、同事実を1か月以上も学校に伝えないとは考えにくい。

また、当該児童側が主張する日に、Bは放課後、学校に行っていないと述べており、資料等からもBが放課後学校に行ったとは確認できない。Bは、学校の聴き取りに対し、当該児童が主張する日に当該児童にボールを当てたことはないが、いつかははっきりしないが（Bの認識では2年生のとき）、サッカーをしていたときにわざとではないがボールが当たってしまったことがあったと当該児童に謝罪しており、Bが虚偽を述べているとまでは言えない。

以上から、当該児童側が主張する5月の事実は確認できず、法律上の「いじめ」の認定には至らなかった。

#### ウ 暴言や暴力について

C（男子児童）及びD（男子児童）が、当該児童に「バカ」等と言ったり、たたいたりした事実が確認でき、当該児童が苦痛を感じていたことが認められるため、法律上の「いじめ」に該当する。

なお、当該児童側が主張するBの暴言や暴力については、Bは学校の聴き取りで否定しており、他の児童に行った聴き取り、その他、学校側資料や本委員会が行った学校関係者への聴き取りでもBの具体的な行為は確認ができず、法律上の「いじめ」の認定には至らなかった。

#### エ 髪の毛を切らされた件

6月、Dが、ハサミで自分の髪を切り、当該児童にも髪を切るよう言った。当該児童は、Dに言われて仕方なく自分の髪の毛を切った。

当該児童はDの行為に苦痛を感じていたと認められるため、法律上の「いじめ」に該当する。

#### オ 上履きの件

9月、下駄箱に置いてあった当該児童の上履きの中にゴキブリの死骸が入っていた。

当該児童側は、本事案の関係児童らのいずれかが入れた可能性が高い旨を訴えたため、本委員会で調査を行ったが、他の児童等が入れたことは確認できなかった。本委員会は、他の児童等が入れた可能性は十分あり得ると考えたものの、調査において原因を特定することができず、「いじめ」以外の可能性を否定しきれないことから、法律上の「いじめ」の認定には至らなかった。

なお、本委員会で事実認定ができなかった事案については、本委員会としていじめがなかったことを認定したわけではなく、本委員会の調査においては、当該児童の訴えを裏付ける有力な証拠がなく、事実として認定することが困難であったことを意味していることを付言する。

## (2) 学校の対応について

### ア 児童への対応について

#### (ア) 女子児童への対応について

学校は、5月末頃から、当該児童及びその保護者の意向に寄り添い、複数回にわたり、当該児童、A及びEから事情を聴き取り、当該児童の悩みを真剣に受け止め、女子児童3名が仲良くすることを目標に女子児童3名に対し、公平な指導となるよう注意して対応を行った。

しかし、「公平」とらわれた結果、当該児童に「自分の悩みを十分に受け止めてもらえていない」と感じさせてしまったことは否定できないと思われる。

#### (イ) 男子児童への対応等について

女子児童3名の人間関係がその後の事柄に影響を与えたかどうかは不明だが、当該児童は、女子児童3名の人間関係がうまくいっていないと担任に相談をし始めたのとほぼ同じ頃から、B、C、Dが暴言を吐くことを訴え始めた。6月以降は、学校全体が本件と関わっていくこととなるが、9月に発生した上履きの件については、最終的にその原因を確認できなかった。これらのことから危惧されるのは、学級内は和気あいあいとした雰囲気であったらどうか、学級内の児童全員が安心・安定した環境下で生活することができていたかどうかということである。

また、今回の件はほとんどが4月頃から6月頃にかけて発生していることから、学級がまだ集団として機能できていない時期の出来事であり、この時期の集団作りの難しさを改めて感じさせる。

ただ、そうは言っても、実際に悩み、苦しんでいる児童がそこにいたことは紛れもない事実であり、教職員はこのことを決して忘れず、一日も早く組織として対応を考える必要があった。

### イ 組織的対応について

本件では、個々の問題に対し、当初、学校は、担任に任せ、組織的な対応を行うまでには至らなかった。6月以降、学校は、専任や管理職も含めて、事実確認等の対応を行っていたが、当該児童及びその保護者のいじめの訴えについて深いところまで理解することができず、当該児童及びその保護者に寄り添った対応ができていなかった。

そのため、問題が解決しないまま事案が長期化し、当該児童及びその保護者らの学校に対する不信感が増し、事態がますます複雑化した。

校長は、何度も当該児童の保護者らと面談を行っているが、他の職員が同席していない中、限られた情報を基に対応をしており、当該児童の保護者らの主張に同意した後に、関係児童側の主張を認識し、対応を変更する等、かえって当該児童の保護者らの不信感が増す原因を作ってしまった。

7月以降、学校教育事務所が本事案について指導し、事態は改善するかのようにも思えたが、当該児童の保護者らの学校に対する不信感を拭い去ることはできず、解決には至らなかった。

#### ウ リスク管理について

本件では、校長が不在の時に問題が生じ、その後も校長と副校長が入れ違いとなる等により、速やかに管理職間で対応について十分に協議することができないことがあった。

管理職が不在の際における、突発的な事案が生じた場合の体制について、事前にしっかりと確認しておく必要がある。

#### (3) 教育委員会の対応について

7月の校長から学校教育事務所への報告以降は、学校に対する指導、支援を丁寧に行うとともに、当該児童の保護者等からの電話、申入れなどにも、その都度対応していたと言える。

しかし、当初、本事案の解決に向けては、校長の責任のもと学校と保護者で解決することが望ましいとして、学校への指導や支援にとどまり、積極的な介入まではしなかった。

9月以降は、学校教育事務所が直接的に対応するようになったが、解決には至らず、当該児童はその後転校するに至っている。その間、当該児童側は、警察や医療などの関係機関に相談し、解決を図ろうとしており、解決に向けては、学校とこれらの関係機関との間にも具体的な連携が必要であったと考える。

#### (4) 今後の対応と再発防止について

**ア 学校は、小学校3・4年生における児童の心理について再度理解を深めること**  
小学校3年生から4年生頃の児童は、「個」から「集団」に移行する時期であり、友人関係においてトラブルが生じやすい。

学校は、友人関係のトラブルを児童の当然の発達と捉えるだけでなく、個々の発達にも目を配り、通り一遍の対応をせず、内面を含めて丁寧に聴き取る必要がある。

学校は、こうした友人関係を巡る葛藤の解決が、すなわち児童の発達であると

心得る必要がある。

#### イ 学校は、日頃から担任の学級経営を支援・指導すること

互いに思いやりがある温かい学級作りは、担任にとって最も大切な仕事であり、その分、難しい部分も存在する。特に、小学校3年生から4年生頃の学級では、表面的な指導だけでは児童の本音を把握することができず、結果、往々にして大人が見えないところでトラブルが繰り返される。

学校は、このような学級経営を一担任だけの仕事とせず、学年もしくは学校管理職が支援・監督・管理する体制を作ることが必要である。

#### ウ 学校は、日頃から校内の「学校いじめ防止対策委員会」を積極的に活用し、いじめ防止に対する意識を高めること

いじめは、どのような時にも発生する可能性がある。小さなトラブルでも、うまく対処できなければ、いじめの芽となることもある。学校は、児童や保護者の話を聞く際は、事柄の大小から判断することなく、真摯に耳を傾け、できるだけ早い段階で進捗状況を報告し、最終的に結論をきちんと伝えることが大切である。

また、例え管理職であっても、個人的な判断だけで行動せず、日頃から校内の学校いじめ防止対策委員会を積極的に活用し、情報共有を図るとともに、家庭に対しても教職員に対しても、継続的にいじめ防止に関する意識を高める必要がある。

#### エ 学校は、調査にかかる児童生徒からの聴き取り等の内容を記録し、保存すること

一般に、児童生徒の記憶や証言は揺れやすく、関係者の記憶も時間の経過とともに薄れていくことから、事案発生後、速やかに聴き取りを行い、学校がその記録を残しておくことは非常に重要である。

学校いじめ防止対策委員会での検討内容や児童生徒への聴き取り内容は、誰が読んでも分かるように記録し、保存しておけば、調査等の根拠資料とすることができ、支援等を行う際にも役立ち、関係部署や関係機関とも情報共有することができる。

#### オ 学校・教育委員会は、専門の関係諸機関と連携を図り、具体的な支援を行うこと

本事案は、学校、保護者、保護者の関係者、弁護士、医師、警察署、県警少年相談保護センター、児童相談所など、児童を巡る様々な機関等が関わっている。

学校や教育委員会は、関係諸機関との連携において、情報共有にとどまらず、

当該児童への具体的な支援を検討することが必要である。

**カ 学校・教育委員会は、当該児童や保護者に対し、学校ができる教育支援を明示すること**

当該児童の支援に当たっては、学校だけでは対応できないこともあり、医療、児童相談所等の専門機関や、教育委員会による外部専門家を積極的に活用し、当該児童や関係児童への教育支援・方針を立案、調整し、当該児童や保護者に対し、学校ができる支援内容を明示することが大切である。

また、学校が児童を適切に支援するためには、児童の状況を的確に把握する必要がある、そのためには保護者との協力関係が不可欠である。学校は、児童の気になることについて保護者と相互に連絡を取り合うなど、日頃のコミュニケーションを通じて保護者との信頼関係構築に努めていく必要がある。

**キ 教育委員会は、早期に学校に積極的介入をすること**

いじめ問題は、当事者同士で、二次的な葛藤を生みやすく、当該児童と関係児童との両者に早期介入することが必須である。教育委員会が事案の状況を把握しながら、早期に積極的に関わり学校を支援していくことで、早期解決に繋がるものである。

そのためには、状況に応じた運用方法が求められ、「いじめ問題」の程度や、保護者と学校との関係の緊迫度等について、的確な把握が重要である。

**ク 教育委員会は、校内の「学校いじめ防止対策委員会」を支援すること**

教育委員会は、学校いじめ防止対策委員会の適正な運営のために、学校に対して、役割や開催目的を明確化し、事実認定・支援策を検討することが、教職員の負担とならないよう、各校の学校いじめ防止対策委員会の運用を支援・指導していくことが必要である。

**ケ 教育委員会は、事例を集積して学校に発信し、学校は、日頃の取組に活かすこと**

教育委員会は、日頃から、相談記録等を集積して経時的な把握や解析をし、各学校に発信して、同様の事案が起きないように未然防止の取組を常に検討することが必須である。

また、学校は、様々な事例を参考に、各校におけるいじめ防止対策の取組を再点検し、日頃の取組に活かすことが必要である。

**いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる  
重大事態の調査結果について（g 小学校）【公表版】**

**1 事案の概要**

本件は、平成 27 年 11 月当時小学校 4 年生の女子児童（以下「当該児童」という。）が、同級生の女子児童から、冷たくされたり、にらんだりされた等の行為、28 年 1 月に同級生の女子児童（以下「関係児童 A」という。）と当該児童のどちらがスカートが似合うかのアンケートをクラス内でされた行為、28 年 8 月に同学年の女子児童（以下「関係児童 B」という。）にぶつかられた行為等により、28 年 12 月から 29 年 3 月まで不登校となった事案である。

当該児童は 29 年 4 月に 6 年生に進級してから登校を再開している。

**2 調査組織**

横浜市いじめ問題専門委員会（以下「本委員会」という。）

**3 答申（調査結果）**

**(1) いじめの事実について**

**ア 4 年生の時**

当該児童（当時小学校 4 年生）は、同級生の関係児童 A らに 27 年 11 月頃から意地悪なことを言われていると訴えて、28 年 1 月から数日間、学校を欠席した。そこで、学校が、当該児童、関係児童 A らから聴き取りを行ったところ、関係児童 A は、覚えはないが嫌な思いをさせていたなら謝る旨を答え、その他の児童は、当該児童に対して冷たくしたり、にらんだりしたこと等は認めたため、学校は、関係児童 A らから当該児童への謝罪の場を設け、その旨はそれぞれの保護者にも報告された。

また、28 年 1 月に、クラス内で、当該児童と関係児童 A のどちらがスカートが似合うかについて、それぞれがアンケートを取り、当該児童の票が少なかったため、数日間、スカートを履いていけなかったこと、アンケートは嫌だった旨を、当該児童は訴えた。これについては、スカートが似合うかのアンケートという特徴的かつ具体的な形態の訴えであり、信憑性は高いので、このような事実は実際にあったものと思われる。

よって、これらの行為は、法律上の「いじめ」と認定できる。

28 年 2 月、当該児童は身体症状が出たり、両親に宛てて自らの辛い気持ちを

記した手紙を書いたりした。当該児童は、28年2月から3月に約10日間の欠席をしている。

#### イ 5年生の時

学校は、28年9月に、同年8月下旬頃の朝会の退場時に関係児童Bがわざと当該児童にぶつかったとの情報を得たので、周辺の児童の聴き取りを行い、これを目撃したとの児童の証言を得たが、関係児童Bはこれを否認したこともあり、この時点での確認はとれなかった。しかし、本委員会の調査において、周辺の児童は、関係児童Bがわざとぶつかったようだった旨を述べ、また、当該児童は、誰かがぶつかってきたが、誰がぶつかったかは分からなかった旨を述べており、後に、周辺の児童から関係児童Bがわざとぶつかったようだったことを聞き、これまでの経緯もあって、嫌な思いをしたとしていることから、関係児童Bにぶつかられた行為は、法律上の「いじめ」と認定できる。

当該児童は、28年12月から29年3月まで不登校となった。29年4月に6年生に進級してからは登校を再開したが、当該児童及びその保護者は、いじめられたという不安な思いを抱えたままの登校であった旨を訴えている。

なお、当該児童保護者は、上記以外のいじめについても訴えたが、本委員会としては事実認定ができなかった。しかし、本委員会で事実認定ができなかった事案についても、本委員会として、いじめがなかったことを認定したわけではなく、本委員会の調査においては、当該児童の訴えを裏付ける有力な証拠がなく、事実として認定することが困難であったことを意味していることを付言する。

ところで、法は、周囲から発見されにくいいじめを早めに当該児童に関わる大人が察知し、有効適切に対処しうるよう、また、1つ1つは些細ないじめであっても、それが適切に対処されずに積み重なると重大な事態を引き起こすことがありうるということを社会全体に理解してもらうために、いじめを広く定義した。そのため、例えば、子ども同士の言葉による喧嘩、善意に基づく声かけ等の行為であっても、対象となった子どもが「心身の苦痛を感じている」という事実が認められれば、いじめに該当しうることになる。

従来、いじめの認定は、いじめを行った児童・生徒に対する非難を伴いがちであったが、法はいじめを早く察知して有効適切に対処する社会を実現することで、いじめる側もいじめられる側も、その双方の人権を守っていこうとすることに主眼を置いているものである。

学校も保護者も、そして社会全体も、この法の趣旨を正しく理解していただくことを望むものである。

この法の趣旨に照らせば、いじめがあったと認定されたことに対して、それが



どのくらい早期に把握され、また、学校や保護者によって適切に対処されていたか（当該児童の心身の苦痛は軽減されていたか）ということこそが問われるのである。

さらに、本事案においては、関係児童の言い分に食い違いがあるため、いじめの事実を認定できない場合も多く存在したが、一方において当該児童が長期間にわたり心身の苦痛を感じていたことは事実であったので、学校がいじめの事実を認定できないケースにおいて、適切な指導や対処はどのようにあるべきか等も問わなければならない。

## (2) 学校の対応について

### ア 児童の内面に着目した指導、援助

本件に対して、学校による児童の聴き取り、事実確認、謝罪等の一定の対応はなされていた。しかし、学校が、事実確認に終始し、児童の訴えの背景を把握し、援助的介入を十分に行えなかったことは課題と考える。児童がいじめを訴えていることを真摯に受け止め、そのような訴えをしなければならぬ状況に追い込まれている児童の内面に着目して、必要な指導や援助をすべきであった。

### イ 発達段階における児童への継続的な指導、援助

学校は、いじめについて一定の事実が認められた場合、謝罪をするよう指導し、それにより一定の解決が図られたと判断し、その後の児童の心情等がどのようになったのか等の継続的指導・援助の姿勢が十分ではなかったと考える。そのため、当該児童や関係児童の関係性は改善されず、それぞれが長期に渡り苦しむ結果となった。

児童は急速に発達するため、小学校の低学年、中学年、高学年は、その対応も異質でなければならない。本件において、学校は、小学校4年生の児童の内面的な状況に想いを馳せながら児童を理解し、その段階にある児童に対して適切な対応ができていたとは言い難い。

### ウ 教育委員会への報告の遅れ

学校が本件を教育委員会に報告したのは28年9月であった。本委員会が認定したいじめに限っても学校が28年2月に対応を始めてから約7か月が経過している。学校はより早い段階で本件を教育委員会に報告し、専門的な支援を受けべきであった。

特に、学校の責任者である校長のいじめ事案についての危機意識や、当該児童への寄り添いが十分であったかは疑問が残る。本事案は、中学年から高学年にかけての小学生であれば十分に起こりうることであるが、校長をはじめ学校は、いじめがあったかどうかの確認やそれをめぐる保護者とのやりとりが主になり、いじめを受けた側に寄り添う姿勢が十分でなかった面は否定できない。

### (3) 教育委員会の対応について

#### ア 学校からの報告の遅れと適切な支援

本件において、教育委員会が事態の把握ができた時期については、学校の報告が遅れたこともあり、遅きに失したと言わざるを得ない。この段階での介入では、どうしても仲介、調整を優先せざるを得ず、結果的に、学校、保護者双方に適切な助言ができなかったと推察される。

ただ、そうであったとしても、それぞれの児童の内面や心情をしっかりと捉えた上での対応をすることこそが大事であることを、もっと強調すべきであった。

#### イ チームアプローチの不足

その後、教育委員会は、指導主事とスクールソーシャルワーカーを派遣し当該児童の登校支援を行ったが、学校との連携が十分であったとは言い切れない。

また、本件が混乱した遠因の一つに、専門職の介入の統一性が図り切れなかった結果、対応が対処療法的になったことがあると考える。

教育委員会として専門職を派遣することは大切であるが、かかわる専門職が統一したコンセプトを共有する中で、それぞれの役割に応じた対応をするチームアプローチの姿勢が重要である。

さらに、教育委員会は日頃から学校と情報共有できる環境を整備し、専門職ともしっかりと連携をとって、学校・教職員、保護者の支援を積極的に行うことができるようにすることも必要であろう。

### (4) 今後の対応と再発防止について

#### ア 児童・保護者への対応

当該児童は教職員に訴えるが、話を聴いてもらえていないと感じていた。声かけや話を聴く機会を持っても教職員の言葉が心には届いてはいなかった。当該児童は身体症状等でその苦悩を表しており、その背景にある真の意味を周囲の大人が深く理解する必要があった。いじめにおける表面的な捉えだけでなく、当該児童がどのようなことに苦痛を感じていたかを虚心に受け取り、言葉にできない思いを汲み取っていく関わり方が求められる。

関係児童は教職員からの聴き取りや謝罪の後、釈然としない気持ちを持ち続けていた。関係児童の感情にも注目して適切に関わり、成長につなげていく指導を行うことが大切である。

子どもが学校へ行かなくなり悩む姿を見る保護者は不安を抱き、切羽詰まった気持ちになり、子どもへの接し方も分からなくなる。保護者の苦悩を受けとめ、子どもの理解を教職員と一緒に深めていこうとする姿勢が必要である。

友達関係で嫌な気持ちになり悩んでいる子どもやその子どもの話を聞いて不安になっている保護者が安心して相談できる信頼関係を日頃から築くことを心がけて、教職員から相手の心に寄り添った声かけを行う。子どもや保護者が安心して相談できる信頼関係を築くために、日頃から教職員は相手の心に響く声かけを積極的に行うことを心がけてほしい。

#### イ 子どもの発達理解に基づく対応

当該児童や関係児童へ対応をする上で、発達的な課題も踏まえた子どもの理解をする必要があった。中学年から高学年にかけては子どもから大人への変化の入り口で、友達との親密な関係を支えに親から段階的に自立していく。

親よりも友達からどう思われるかが気になりだし、自己意識が強くなり、物事を考えすぎてしまうことも出てくる。また、自分のことを客観的に見られるようになり、友達と比較して、時には劣等感を強め、自尊心を低下させてしまう。

傷つくことを恐れ、自分の感情を抑えこんでしまい、自分の気持ちを伝えられなくなることや、反対に感情をコントロールすることができないこともある。仲間との関係が作れないと情緒的に不安定な状態になりやすい。

発達の個人差が大きい時期であり、一人ひとりの発達上の課題を理解しながら、子どもをよく観察し、話を聴き、寄り添いながら子どもが課題を解決していけるように支援していく必要がある。学校や大人は成長・発達を達成できる環境を整えていくことが大切になる。

#### ウ 教職員研修の充実—集団と個への取組

日常的な子どもたちの関係性の中でいじめは起きてくる。いじめを起こさない集団づくりと悩む子どもやその保護者への個への関わり方などの研修をとおして教職員の資質の向上を図っていくことが求められる。

子どもたちが「居場所」として感じるのは「ありのままの自分であることを受け入れてくれる」「自分は必要とされていることを実感でき、安心して人間関係を作りあうことができる」「安らぎやくつろぎを感じて、自分を取り戻すことができる」「評価の物差しが多様に存在し、一人ひとりの個性が大事にされる」「できないことや失敗をしても安心して居られる」ことである。

集団や個のアセスメントを通して「自分づくり」「仲間づくり」「集団づくり」ができる「横浜プログラム」(※)を積極的に取り入れた、子どもの「居場所」となる集団づくりのプランを立て、互いの感情や意見の違いを認めながら、問題や課題の解決策をみんなで考える学級にしていくことが今後の防止対策になっていくと考える。

さらに、具体的な場面のロールプレイをとおして子どもや保護者の理解を深

め、子どもや保護者とともに問題の解決に向かえる実践力をつけていくことも望まれる。

研修計画を立て、全員が参加する校内研修会だけではなく、必要な時に学年会を利用したミニ研修会など柔軟に研修会を取り入れていく工夫をして欲しい。

## エ いじめの定義の理解

いじめを広く定義した意味を各教職員が心に留め、子どもたちの間に起こる日常的な問題を見ていくことが重要である。

## オ 早期からのチーム支援

本事案は教育委員会への報告が遅く、学校と教育委員会との協働関係が作れなかった。学校は危機的な視点から事案を捉え、早期に教育委員会と連携を図り、チーム支援をしていくことが重要である。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとも情報収集・情報共有を行い、対応方法の方針を立て、子どもへの関わりを実践した後は、どうであったかという検討や修正を繰り返してチーム支援を推進していくことが発生した問題を長期化させないことにつながる。

多忙な中で、教職員が子どもや保護者の話を十分に聴く時間や連携やチーム支援のための時間の確保をしていくことは難しいこともあるが、指導主事と連携をとりながら、効果的なチーム支援が行われるようなシステム作りが求められる。

※ 子どもの社会的スキル横浜プログラム：暴力行為やいじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・対応のため、横浜市教育委員会が、19年に開発した教師用の指導ツール。子ども達がコミュニケーション能力や人間関係を築く力を身に付けるための「指導プログラム」と、教師が子どもの個々や集団の状況を把握するための「Y-Pアセスメント」で構成されている。

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる  
重大事態の調査結果について (h 小学校) 【公表版】

1 調査結果

(他の児童達によって、当該児童が心身の苦痛を感じるような行為をされたことは、いじめ防止対策推進法上のいじめに該当します。詳細については、当該児童の保護者の意向により、掲載しないこととします。)

2 調査組織

外部の専門家である弁護士及び臨床心理士並びに教育委員会事務局の職員が当該学校の「学校いじめ防止対策委員会」に加わった組織(学校主体調査)である。

3 調査の進め方

当該児童達の意向を踏まえ、当該児童達の上で調査方針を決定し、当該児童の苦しみの背景を解明した上で、再発防止策を検討することとした。

4 再発防止策

(1) いじめ予防授業

聴き取り調査において、当該児童がどのような再発防止策を望むのかを確認したところ、学年全体の児童からいじめを受けたことから、関係した児童だけではなく広く学年全体に対していじめを予防するような授業をして欲しいとの申出があった。これを受けて、当該児童の在籍する学年の各クラスにおいて、弁護士によるいじめ予防授業を実施した。

弁護士の授業後には、別途、学校において、①道徳の授業を通して、人間関係作りや命(人)の大切さを学ぶことの定着を図り、②学年集会を通じて、心を大切にすることを目標とした上で、どんな理由があっても相手が嫌な気持ちになることをしてはいけないことを改めて、児童達に伝えた。

(2) 当該児童や保護者と、学校との信頼関係

ア 連絡調整窓口

本件においては、当該児童の保護者からは、保護者が弁護士に委任した以後、学校の対応が良くなったと感じたとの話があった。

いじめの訴えがあった際には、学校の対応が事後的に問題になることも多く、学校からの要請があった場合には、教育委員会が窓口になるなど、連絡調整窓口を学校外に置くなどの工夫が必要である。

## イ 児童・保護者の安心できる学校づくり

教職員の配置を工夫し、ボランティアを活用するなどして、児童・保護者が相談しやすい学校づくりに取り組む。児童・保護者からの訴えを大切にし、その情報を速やかに校内において共有し、関係機関との密接な連携に努め、児童・保護者からの訴えが、学校の成長にもなるよう、児童・保護者の気持ちを受け止め、学校づくりに生かす。

### (3) 学校の意識改革

#### ア 児童との信頼関係について

これまで、児童達を集団としてまとめていくことに重点を置いた指導をしており、学校行事の出来栄への大人の期待が大きく、児童達もそれに応えるべく、練習などをしてきた。しかし、学校行事によって、集団になじめない児童が生まれ、児童に心理的苦痛を生じさせるのであれば、児童が安心して参加できる学校行事の在り方などを再考する必要がある。今後、児童に無理のない学校行事の実施ができるよう、学校便りで、児童一人ひとりが自分らしく取り組むことの大切さを伝えるなど、出来栄を求める大人の意識改革に努めていく。

#### イ 児童一人ひとりに合わせた柔軟な対応

登校時については、時間通りに行くことだけでなく、一人ひとりが安全に行くことも大切であることを、様々な機会を通じて伝えていく。その実効性を確保するためには、例えば、学校説明会では登校について保護者への説明をし、問題が生じた際には、相談できる窓口を設けるなどの工夫が必要である。

#### ウ 保護者の悩みに共感し、迅速に対応できる学校

児童の問題や課題を共有し、成長を促すパートナーとして保護者と教職員が密に連絡を取り合える環境の構築が望まれる。例えば、保護者が担任に対して連絡がしづらいときに、児童支援専任に連絡できるような体制があれば、全ての保護者からの連絡を担任が一手に担う負担も軽減できるものと思われる。

また、一つの家庭に対して、複数の教職員が関わるなどして、それぞれが役割分担し、多角的に児童・保護者と関わるチーム体制が確立されるべきであり、そのチーム体制を保護者に周知していく必要がある。さらに、全職員が、児童理解の時間として情報共有の会を設け、問題を担任が一人で抱え込むのではなく、本当に困る前に話し合いができるように工夫するべきである。

担任は年次で変わるため、養護教諭・児童支援専任らが新年度、児童からも保護者からも相談を受けることが多い。養護教諭・児童支援専任らは、引継ぎに際して、旧担任、新担任と実際に同席して情報を伝えるなどの工夫が考えられる。

#### (4) 教職員が児童と向き合う時間の確保について（外部委員による意見）

##### ア 「先生がいない」という訴え

当該児童は「先生は話に来てって言うけれど、先生がいない。教室にもいない。職員室にもいない。」と悲痛に訴えており、真摯に受け止める必要がある。本調査によって、訴えの背景には、学年主任でもあった担任の対応すべき業務が多く、教室にも職員室にも不在がちであったため、当該児童が担任と話したいときに話すことがかなわなかった。このような状況の下では、児童達が先生との十分な時間を取ることができないことは明らかであり、早急に改善されるべきである。

##### イ 改善策

外部委員からは、再発防止策として、横浜市が文部科学省に対して、早急に、小学校における教職員の児童と向き合う時間が不足していることの解消、補助教員の拡充や制度の確立、教職員の地位の向上に資する対応をするよう求めるべきであると提言する。

特に、学年主任や児童支援専任が、児童数に応じて増やされるべきである。また、全クラスに副担任を配置することが考えられるが、実現困難な場合には、少なくとも担任において副担任制度の利用が必要であると感じたら「現実」に利用できるようにすべきである。

#### (5) 再登校の支援について（外部委員による意見）

当該学校では、当該児童の意向を聴き取って、代理人と協議の上で、再登校の支援の一環として、当該児童が学校に給食を食べにくる機会を提供している。こういった再登校の支援については、横浜市内の他の学校においても同様に、具体的かつ柔軟に行われることが望まれる。